



# PSE Newsletter

新年度が始まりました。今年は桜の時期が短かったような気がします。

さて、先月号で個人の節税策を紹介させていただきましたが、今回は法人の節税策を兼ねた『中小企業倒産防止共済制度』の案内をさせていただきます。

この制度は、国が出資している独立行政法人が運営しているので、安心できるかと思えます。「もしも…」のときの資金調達と節税策を融合させた制度です。

## 【制度の概要】

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合に、連鎖倒産を防止するために積立金の10倍まで貸付金が受けられる制度です。

## 【加入資格】

加入できる方は次の表の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■「資本金等の額」又は「従業員数」のいずれかに該当する方

加入できる業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※医療法人やNPO法人、農業協同組合、外国法人等は加入対象になりません。

《毎月の掛金》	積立限度額	《返戻金》	
<b>5千円～20万円</b> の範囲内 (5千円単位)で自由に設定可能  掛金は積立金になります	<b>800万円</b> まで積立可能	12か月以上納付	<b>80%</b> (任意解約でもOK)
		40か月以上納付	<b>100%</b>

## 【税務上のメリット・デメリット】

- メリット** : 掛金は全額損金算入(経費)にできます。仮に年間最高240万円の掛金の場合、法人税・地方税等の実効税率を30%とすると**約72万円の節税**となります。(個人事業の場合、事業所得者のみ必要経費となります。)
- デメリット** : 掛金が全額損金算入できるので、解約した際の収益は全額益金となり、課税の対象となります。

● 新たな年度のスタートとして金融機関窓口にて、お手続きされてはいかがでしょう。  
 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>